

## 採点基準の明確化について

この度、国際規則に合わせる方針などを踏まえ、以下の3点について、今後の採点時の判断基準を示す。ただし、2024年度の全日本ラート競技選手権大会においては、2023年11月よりホームページで掲載している 1. 斜転の構成における「2分の1以上のひねりを行う運動の組み合わせ」の判断についてのみ適応することとする。2. 斜転における「回転方向の転換」の繰り返しの判定について および 3. 跳躍の無効に関する追加 については、次年度以降の適応とする。

### 1. 斜転の構成における「2分の1以上のひねりを行う運動の組み合わせ」の判断について

国際規則に合わせる方針を踏まえ、[Code of point 2023+ p.78 \(4.4.6 Required structure groups in spiral\)](#)に記載されている文章の基準に準拠する。

原文：Moves and element combination in big spiral with minimum 1/2 turn (not as a transition before the move)

和訳：1/2以上のひねりを伴う大斜転における運動や要素の組み合わせ（運動前の移行として行う場合を除く）

これにより、以下に示すケース1、ケース2について斜転の構成における「2分の1以上のひねりを行う運動の組み合わせ」の点数を得ることができなくなる。

#### 1) ケース1

先行運動：側方回転・ベルトなし

（1/2ひねり）

小斜転：小さくした左右開脚立ち

#### 2) ケース2

先行運動：側方回転・ベルトなし

（回転方向の転換、グリップを持ち替えての1/2ひねり）

1回転目：後傾ブリッジ

2回転目：後傾ブリッジ

### 2. 斜転における「回転方向の転換」の繰り返しの判定について

国際規則に合わせる方針を踏まえ、[Code of point 2023+ p.77 \(4.4.5.4 Counting changes of direction\)](#)に記載されている判断基準に準拠して、下記方針とする。

回転方向の転換は、下記表 1 のいずれかに分類し、該当する回転方向の転換は 1 回まで難度に含める。  
2 回目以降に実施された場合には、回転方向の転換の部分に関しての難度は繰り返しとなり認定されず、それに続く 1 運動のみで難度の判定がされる。

表 1

|   |   |       |       |
|---|---|-------|-------|
| ① | 手を用いた回転方向の転換  | ベルトあり | ベルトなし |
| ② | 両手を離して行う回転方向の転換   | ベルトあり | ベルトなし |
| ③ | 回転面及び回転方向の転換  | ベルトあり |       |
| ④ | 両手を離れた回転方向の転換と回転面の転換の組み合わせ                                | ベルトあり |       |
| ⑤ | 後傾で行われる回転方向の転換で、後傾運動との組み合わせ                               | ベルトあり | ベルトなし |
| ⑥ | 足の踏み替えを伴った回転面及び回転方向の転換                                    |       | ベルトなし |
| ⑦ | 両手を離れた足の踏み替えを伴った回転面及び回転方向の転換                              |       | ベルトなし |
| ⑧ | 縦姿勢から行う、足の踏み替えを伴った回転面及び回転方向の転換<br>(例: 前後開脚での回転面及び回転方向の転換) |       | ベルトなし |
| ⑨ | (両手を離して行う) 回転面の転換を伴わない 1/2 ひねりと回転方向の転換で後傾ブリッジの前/後で行うもの    |       | ベルトなし |

※ 上記表は Code of point 2023+ p.77 の表を和訳

以下にケース 1 からケース 5 までの具体例を示す。

1) ケース 1 : D6 と D6 のバリエーション

先行運動 : シュバガードブリッジ (前方)

(前後開脚での回転面及び回転方向の転換、 グリップを持ち替える)

1 回転目 : 側方回転・ベルトなし・横姿勢・開脚

2 回転目 : 側方回転・ベルトなし

先行運動 : シュバガードブリッジ (後方)

(前後開脚での回転面及び回転方向の転換、 グリップを持ち替える)

1 回転目 : 側方回転・ベルトなし・横姿勢・開脚

2 回転目 : 側方回転・ベルトなし

結論 : 「繰り返し」としてカウントされる

理由 : 表 1⑧“縦姿勢から行う、足の踏み替えを伴った回転面及び回転方向の転換” (Step tip changes out of a straight position) が 2 回となるため、移行部分の見た目は異なるが、同じ回転方向の転換と判断する。

2024.11.30 ラート技術部会

2) ケース 2 : D9 と、D バリエーション (2015 年申請の運動)

先行運動 : 側方回転・ベルトなし

(前傾から行う回転方向の転換、 グリップを持ち替えての 1/2 ひねり)

1 回転目 : 後傾ブリッジ

2 回転目 : 後傾ブリッジ

先行運動 : 後傾ブリッジ

(後傾から行う回転方向の転換、 グリップを持ち替えての 1/2 ひねり)

1 回転目 : 側方回転・ベルトなし

2 回転目 : 側方回転・ベルトなし

結論 : 「繰り返し」としてカウントされない

理由 : これらは 2 つの異なる方向転換であるため (前者は表 1⑨“(両手を離して行う) 回転面の転換を伴わない 1/2 ひねりと回転方向の転換で後傾ブリッジの前/後で行うもの” 「(Free) change and 1/2 turn without change of rolling rim before/after side bridge」に該当し、後者は表 1⑤“後傾で行われる回転方向の転換で、後傾運動との組み合わせ” 「Change performed behind in combination with moves performed behind (no tip change)」に該当する。)

3) ケース 3 : D5 と C8

(両手を離して行うベルトありの 2 回の回転方向の転換)

フリーフライ側方回転

(両手を離して行うベルトありの 1 回の回転方向の転換)

フリーフライ側方回転

結論 : 「繰り返し」としてカウントされる。

理由 : 表 1②“両手を離して行うベルトありの回転方向の転換” (Free change in bindings) が 2 回となるため、運動全体の難度が異なるとしても繰り返しと判断する。

4) ケース 4 : D7 と C18

(両手を離して行うベルトなしの回転方向の転換)

側方回転

(1/2 ひねりを伴う両手を離して行うベルトなしの回転方向の転換)

小斜転・開脚屈伸立ち

結論 : 「繰り返し」としてカウントされる。

理由 : 表 1②“両手を離して行うベルトなしの回転方向の転換” (Free change without bindings) が 2 回と

2024.11.30 ラート技術部会

なるため、小斜転への移行として行われたとしても、繰り返しと判断する。

5) ケース 5 : D5 と D5 のバリエーション

(両手を離して行うベルトありの 2 回の回転方向の転換)

フリーフライ側方回転

(両手を離して行うベルトありの 2 回の回転方向及び回転面の転換)

シュピンドル後方回転・後傾

結論：「繰り返し」としてカウントされない

理由：1 つは表 1②“両手を離して行うベルトありの回転方向の転換” (Free change in bindings)、もう 1

つは表 1④“両手を離れたベルトありの回転方向の転換と回転面の転換の組み合わせ”

(Combination of free change and tip change in bindings) であるため。

### 3. 跳躍の無効に関する追加

国際規則に合わせる方針に加え、選手の安全面を確保する観点を踏まえ、[Code of point 2023+ p.99](#) (5.3.4 Invalid vaults) に記載されている以下の事項を追加する。

◇ 足が最初に着地マットに着地しなかった場合 (例：背部からの着地、臀部からの着地など)、跳躍は無効とする。

以上